

令和5年度

3月補正予算の概要

八代市

令和5年度3月補正予算

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補正額	計	前年同期比
一般会計（第12号）	67,936,800	2,055,000	69,991,800	△ 1.8%
特別会計	34,346,538	6,213	34,352,751	△ 2.2%
国民健康保険（第3号）	16,814,061	4,337	16,818,398	△ 4.0%
診療所（第2号）	68,326	1,876	70,202	△ 2.4%
その他	17,464,151	0	17,464,151	△ 0.4%
企業会計	7,894,395	0	7,894,395	3.3%
合 計	110,177,733	2,061,213	112,238,946	△ 1.6%

一般会計事項別明細

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	16,036,090		16,036,090
2 地 方 譲 与 税	617,000		617,000
3 利 子 割 交 付 金	3,000		3,000
4 配 当 割 交 付 金	38,000		38,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	64,000		64,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	211,000		211,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,990,000		2,990,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100		8,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金	28,000		28,000
10 地 方 特 例 交 付 金	112,608		112,608
11 地 方 交 付 税	15,939,376	421,124	16,360,500
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000		14,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	228,404		228,404
14 使 用 料 及 び 手 数 料	764,858		764,858
15 国 庫 支 出 金	14,404,590	326,387	14,730,977
16 県 支 出 金	5,711,253	450,813	6,162,066
17 財 産 収 入	72,434		72,434
18 寄 附 金	2,027,650	154,270	2,181,920
19 繰 入 金	1,305,652	91,642	1,397,294
20 繰 越 金	1,100,000	432,000	1,532,000
21 諸 収 入	959,585	54,764	1,014,349
22 市 債	5,301,200	124,000	5,425,200
歳 入 合 計	67,936,800	2,055,000	69,991,800

【歳出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	356,993		356,993
2 総 務 費	7,183,911	758,145	7,942,056
3 民 生 費	27,122,552	456,577	27,579,129
4 衛 生 費	4,739,008	94,725	4,833,733
5 農 林 水 産 業 費	3,293,266	278,365	3,571,631
6 商 工 費	2,975,532		2,975,532
7 土 木 費	5,226,533	128,990	5,355,523
8 消 防 費	3,138,599		3,138,599
9 教 育 費	4,648,487		4,648,487
10 災 害 復 旧 費	1,461,588	46,000	1,507,588
11 公 債 費	6,979,587	41,074	7,020,661
12 諸 支 出 金	790,744	251,124	1,041,868
13 予 備 費	20,000		20,000
歳 出 合 計	67,936,800	2,055,000	69,991,800

※略語の解説

以下の項目に該当する事業については、事務事業名の頭に略語を表示しています。

《最優先課題》

【コ】…新型**コ**ロナウイルス感染症対策関連事業
(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分を含む)

【豪】…令和2年7月**豪**雨災害関連事業

《八代市の未来を創る5つのビジョン関連事業》

【災】…**災**害に強い豊かな「まち」の実現(重点戦略1)

【育】…次代を担う子どもの**育**成と安心な暮らしの創生(重点戦略2)

【農】…稼げる**農**林水産業の実現(重点戦略3)

【賑】…地域の魅力と**にぎわい**の創出(重点戦略4)

【ス】…持続可能な選ばれるまち“**ス**マートシティやつしろ”の推進
(重点戦略5)

一般会計補正予算

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源				
758,145						
	<p>(1) 職員給与経費(退職手当) (人事課) 77,457</p> <p>退職手当の不足額を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 186,814千円 - 109,357千円 = 77,457千円</p>					
	<p>(2) ふるさと納税事業 (観光・クルーズ振興課) 200,000</p> <p>寄附金が当初の予定を上回る見込みであること及び返礼品の予約発送や定期発送などの年度をまたぐ発送の影響により、本年度に支払う返礼品代が当初の見込みより増えたことから、不足する返礼品代について補正するもの。</p> <p>ふるさと納税謝礼(返礼品代)：200,000千円</p>	寄附金 200,000				
	<p>【災】 (3) 生活交通確保維持事業 (企画政策課) 252,534</p> <p>地方バス路線維持費補助金 バス事業者の令和4年10月1日～令和5年9月30日における欠損額について、補助金を交付するもの。 運行系統：18系統(産交バス(株)17系統、(株)麻生交通1系統) ・生活交通路線維持費補助：25,519千円(1系統) ・地方バス運行等特別対策補助：221,050千円(17系統) 補助合計：246,569千円(18系統)</p> <p>八代市乗合タクシー運行事業補助金 R5.10月からの路線新設や運行内容の見直しにより、運行経費が当初の見込みより増加したことに伴い、補助金の不足額を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 83,113千円 - 77,148千円 = 5,965千円</p>	県支出金(定額) 18,757				
	<p>(4) 国県支出金等返還金事業 (会計課) 200,904</p> <p>過年度の国県支出金等の精算に伴い、超過交付分を返還するもの。</p> <p><主なもの> 生活保護費関係：75,568千円 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種関係：59,170千円</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 250,904千円 - 50,000千円 = 200,904千円</p>					
	<p>(5) 市税還付金事業 (納税課) 19,000</p> <p>過年度の法人市民税等に高額な還付金が生じたことから、市税等還付金の不足が見込まれるため補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 69,000千円 - 50,000千円 = 19,000千円</p>					
	<p>(6) 戸籍住民基本台帳事務事業 (市民課) 8,250</p> <p>戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票等に振り仮名を記載するために住民基本台帳システム改修経費を補正するもの。</p> <p>システム改修委託：8,250千円</p>	国庫支出金(10/10) 8,250				
	<p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸 籍 住 民 基 本 台 帳 事 務 事 業</td> <td>8,250</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 事 務 事 業	8,250	
事 項	限 度 額					
戸 籍 住 民 基 本 台 帳 事 務 事 業	8,250					

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源														
	<p><u>債務負担行為の廃止（財産経営課）</u> 本庁舎敷地内に急速充電器の設置を予定していたが、補助事業の採択が困難となり設置を見送ることとなったため、債務負担行為を廃止するもの。</p> <p>【債務負担行為】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th colspan="2">補正前</th> <th colspan="2">補正後</th> </tr> <tr> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車急速充電器リース経費</td> <td>令和6～ 15年度</td> <td>8,950</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	補正前		補正後		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	電気自動車急速充電器リース経費	令和6～ 15年度	8,950	-	-	
事 項	補正前		補正後													
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額												
電気自動車急速充電器リース経費	令和6～ 15年度	8,950	-	-												
【民生費】																
456,577	<p>(7) <u>介護基盤緊急整備特別対策事業</u> (介護保険課) 3,820</p> <p>地域の介護拠点となる施設等の整備を図るため、介護事業所の整備を行う事業者に対し、整備に要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業】 事業内容：家族面会室の整備 事業者：介護老人保健施設 向春苑 補助額：3,820千円（定額）×1施設 = 3,820千円</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護基盤緊急整備特別対策事業</td> <td>3,820</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	介護基盤緊急整備特別対策事業	3,820	<p>県支出金 (10/10) 3,820</p>										
事 項	限 度 額															
介護基盤緊急整備特別対策事業	3,820															
	<p>(8) <u>地域福祉基金事業</u> (健康福祉政策課) 4,270</p> <p>当初見込みを超えて寄附金の採納があったため、基金積立に必要な額を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 5,032千円 - 762千円 = 4,270千円</p>	<p>寄附金 4,270</p>														
	<p>(9) <u>更生医療給付事業</u> (障がい者支援課) 38,535</p> <p>身体機能障害の軽減等を図るための医療給付費が高騰したことにより、給付費が不足するため補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 237,965千円 - 199,430千円 = 38,535千円</p>	<p>国庫支出金 (1/2) 19,267 県支出金 (1/4) 9,633</p>														
	<p>(10) <u>障害福祉サービス給付事業</u> (障がい者支援課) 34,053</p> <p>サービス受給者の増加や自立訓練、施設入所支援などの1件当たりの金額の増により、給付費が不足するため補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 2,960,335千円 - 2,926,282千円 = 34,053千円</p>	<p>国庫支出金 (1/2) 17,026 県支出金 (1/4) 8,513</p>														
	<p>(11) <u>障がい児通所支援事業</u> (障がい者支援課) 13,209</p> <p>サービス受給者の増加や、放課後等デイサービスの1件当たりの金額の増により、給付費が不足するため補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 596,777千円 - 583,568千円 = 13,209千円</p>	<p>国庫支出金 (1/2) 6,604 県支出金 (1/4) 3,302</p>														
【育】	<p>(12) <u>私立保育所保育事業</u> (こども未来課) 198,509</p> <p>国の公定価格改正の告示や入園児の増加を受け、当初の見込みよりも給付費が不足するため補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 4,265,133千円 - 4,066,624千円 = 198,509千円</p>	<p>国庫支出金 (1/2) 98,857 県支出金 (1/4) 42,084</p>														

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項		特 定 財 源					
	【育】 (13) <u>施設型給付事業</u> <u>(こども未来課)</u> 国の公定価格改正の告示を受け、当初の見込みよりも給付費が不足するため補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 940,619千円 - 899,315千円 = 41,304千円	41,304	国庫支出金 (1/2) 県支出金 (1/4・1/2)	19,619 9,906				
	【育】 (14) <u>地域型保育給付事業</u> <u>(こども未来課)</u> 国の公定価格改正の告示や入園児の増加を受け、当初の見込みよりも給付費が不足するため補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 87,929千円 - 80,801千円 = 7,128千円	7,128	国庫支出金 (1/2) 県支出金 (1/4)	3,971 1,440				
	(15) <u>生活保護費給付事業</u> <u>(生活援護課)</u> 高齢者世帯及び単身世帯数の増加等により、生活費、住宅費が増加したこと、また、一人あたりの医療費単価等が増加したことから、生活保護費の不足額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 3,046,928千円 - 2,931,179千円 = 115,749千円	115,749	国庫支出金 (3/4)	86,811				
	<u>繰越明許費(重点支援給付金事業推進室)</u> 価格高騰重点支援給付金の追加支給において、申請締切が令和6年3月31日までの予定としており、給付金の支給については翌年度に行うため繰越すもの。 <u>【繰越明許費】</u> 単位：千円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 (重点交付金)</td> <td>168,030</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 (重点交付金)	168,030	—		
事 項	限 度 額							
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 (重点交付金)	168,030							
【衛生費】								
94,725	(16) <u>地域医療支援事業</u> <u>(健康福祉政策課)</u> 熊本労災病院が行う災害時拠点強靱化促進事業に係る地方負担分について、県及び八代医療圏域(八代市・氷川町)で負担を行うもの。 災害時拠点強靱化緊急促進事業負担金 : 886千円	886	市債 (90%)	700				
	(17) <u>こども医療費助成事業</u> <u>(こども未来課)</u> 当初の見込みより受診者が増加したことで、医療費助成費用が不足するため、補正するもの。 <u>【ふるさと八代元気づくり応援基金活用事業】</u> 補正後額 補正前額 補正額 583,720千円 - 492,078千円 = 91,642千円	91,642	繰入金	91,642				
	(18) <u>特別会計繰出金事業(診療所)</u> <u>(健康福祉政策課)</u> 県支出金の超過交付分を返還する費用が不足するため、診療所特別会計へ繰出すもの。 補正後額 補正前額 補正額 28,895千円 - 27,019千円 = 1,876千円	1,876						
	(19) <u>ごみ収集管理事業</u> <u>(循環社会推進課)</u> 燃料費高騰の影響を受けたごみ収集運搬業務委託業者に対し、燃料費の補償を行うもの。 補償金 : 321千円	321						

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																			
	<p><u>繰越明許費（健康推進課）</u> 特例臨時接種としての新型コロナウイルスワクチン接種が3月末にて終了するが、その費用については接種後に支払う必要があるため、翌年度へ繰越すもの。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業</td> <td>17,299</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業	17,299																
事 項	限 度 額																				
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業	17,299																				
【農林水産業費】																					
278,365	<p>【農】 (20) 強い農業づくり支援事業 (農業振興課)</p> <p>「強い農業づくり総合支援交付金」を活用し、地域農業において中心的な役割を果たしている農業者団体・農業法人等による共同利用施設等の整備に要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>事業主体：株式会社山田ファーム 事業内容：集出荷貯蔵施設の整備 作物：レタス、トレビス 総事業費：181,027千円 補助対象額：164,570千円 補助金額：82,285千円（補助率1/2以内）</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 い 農 業 づ く り 支 援 事 業</td> <td>82,285</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	強 い 農 業 づ く り 支 援 事 業	82,285	82,285	県支出金 (10/10) 82,285														
事 項	限 度 額																				
強 い 農 業 づ く り 支 援 事 業	82,285																				
	<p>(21) 農業施設維持管理事業 (農地整備課)</p> <p>土地改良区が管理する農業水利施設における令和3年度から令和4年度の電気料高騰分の一部を補助するもの。</p> <p>農業水利施設電気料金高騰対策事業 電気料金高騰分の50%を補助。 八代平野北部土地改良区：75千円 八代平野南部土地改良区：84千円 八の字土地改良区：131千円</p>	290	県支出金 (10/10) 290																		
	<p>(22) 県営土地改良事業負担金事業 (農地整備課)</p> <p>≪国の1次補正≫ 国の補正に伴い、令和6年度実施予定の県営土地改良事業の一部を前倒しして行うための事業負担金を補正するもの。</p> <p>県営土地改良事業負担金：34,160千円</p> <p>【県営土地改良事業負担金事業内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地海岸保全事業</td> <td>7,010千円</td> </tr> <tr> <td>文政地区 (負担率5%)</td> <td>4,000千円</td> </tr> <tr> <td>八代海岸地区 (負担率5%)</td> <td>3,010千円</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水事業</td> <td>24,000千円</td> </tr> <tr> <td>津口・芝口地区 (負担率10%)</td> <td>24,000千円</td> </tr> <tr> <td>経営体育成基盤整備事業</td> <td>3,150千円</td> </tr> <tr> <td>昭和地区 (負担率10%)</td> <td>3,150千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>34,160千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正額	農地海岸保全事業	7,010千円	文政地区 (負担率5%)	4,000千円	八代海岸地区 (負担率5%)	3,010千円	かんがい排水事業	24,000千円	津口・芝口地区 (負担率10%)	24,000千円	経営体育成基盤整備事業	3,150千円	昭和地区 (負担率10%)	3,150千円	合 計	34,160千円	34,160	市債 (100%) 34,100
区 分	補正額																				
農地海岸保全事業	7,010千円																				
文政地区 (負担率5%)	4,000千円																				
八代海岸地区 (負担率5%)	3,010千円																				
かんがい排水事業	24,000千円																				
津口・芝口地区 (負担率10%)	24,000千円																				
経営体育成基盤整備事業	3,150千円																				
昭和地区 (負担率10%)	3,150千円																				
合 計	34,160千円																				
	<p>(23) 水利施設管理強化事業 (農地整備課)</p> <p>土地改良区が管理する農業水利施設における令和4年度から令和5年度の電気料高騰分の一部を補助するもの。</p> <p>省エネルギー化推進事業 電気料金高騰分の70%を補助。 八代平野北部土地改良区：385千円 八代平野南部土地改良区：188千円 八の字土地改良区：221千円</p>	794	県支出金 (10/10) 794																		

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項		特 定 財 源					
	(24) 地籍調査事業 <u>(地籍調査課)</u> 《国の1次補正》 国の補正に伴い、令和6年度実施予定の地籍調査事業の一部を前倒して行うための経費を補正するもの。 委員等謝礼（地籍調査推進委員）： 1,428千円 地籍調査作業路修繕： 450千円 測量調査業務委託： 158,508千円 補償費（支障木伐採）： 450千円 【繰越明許費】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 籍 調 査 事 業</td> <td>160,836</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	地 籍 調 査 事 業	160,836	160,836	県支出金 (3/4)	120,627
事 項	限 度 額							
地 籍 調 査 事 業	160,836							
	【農】 (25) 森林経営管理事業 <u>(水産林務課)</u> 本事業は森林環境譲与税を財源としており、令和5年度事業費で執行残が見込まれる金額を、「八代市森林環境譲与税基金事業」に積み立てるため、事業費の減額補正を行うもの。 補正後額 補正前額 補正額 53,229千円 - 61,766千円 = △8,537千円	△ 8,537						
	(26) 八代市森林環境譲与税基金事業 <u>(水産林務課)</u> 森林環境譲与税を財源とした歳出事業の執行残を、今後の森林の整備促進に関する施策の財源として活用できるよう、基金への積み立てを行うもの。 森林環境譲与税基金積立金：8,537千円	8,537						
【商工費】								
0	繰越明許費（観光・クルーズ振興課） 道の駅坂本の再整備に必要な「再整備配置等基本計画」について、令和6年1月に道の駅周辺における国の治水対策事業の変更があったことから、当該基本計画も見直しが必要となり、年度内での完了が困難となったため繰越すもの。 【繰越明許費】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広 域 交 流 セ ン タ ー さ か も と 館 (道 の 駅) 整 備 事 業 (豪 雨 災 害)</td> <td>3,267</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	広 域 交 流 セ ン タ ー さ か も と 館 (道 の 駅) 整 備 事 業 (豪 雨 災 害)	3,267	—		
事 項	限 度 額							
広 域 交 流 セ ン タ ー さ か も と 館 (道 の 駅) 整 備 事 業 (豪 雨 災 害)	3,267							
【土木費】								
128,990	【販】 (27) 八代港県営事業負担金事業 <u>(商工・港湾振興課)</u> 《国の1次補正》 既協議分事業費の変更及び国の補正に伴い、本年度の港湾整備事業について、追加となる事業負担金を補正するもの。 ・ 既協議分 180,000千円 → 125,690千円 . . . ① ・ 国1次補正分 112,700千円 . . . ② 国直轄事業（-14m航路整備）： 87,700千円 県港湾補修事業（-9.0m泊地）： 16,000千円 県港湾補修事業（-7.5m航路）： 9,000千円 補正後額（①+②） 補正前額 補正額 238,390千円 - 180,000千円 = 58,390千円	58,390	市債 (90%・ 100%)	38,600				

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源								
【災】	(28) 西片西宮線道路整備事業 (都市整備課) 《国の1次補正》 国の補正に伴い、令和6年度予定の西片西宮線道路整備事業を一部前倒しして実施するため、不足する経費を補正するもの 事業内容 ・用地測量・建物等調査委託：10,100千円 ・西片西宮線改築工事：13,400千円 ・用地購入費(4件)：22,170千円 ・建物等移転補償費：17,530千円 【繰越明許費の変更】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西 片 西 宮 線 道 路 整 備 事 業</td> <td>18,158</td> <td>81,358</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	変 更 前	変 更 後	西 片 西 宮 線 道 路 整 備 事 業	18,158	81,358	63,200 国庫支出金 (1/2) 市債 (100%) 31,600		
	事 項	変 更 前	変 更 後							
	西 片 西 宮 線 道 路 整 備 事 業	18,158	81,358							
	(29) 公園施設長寿命化対策支援事業 (都市整備課) 《国の1次補正》 国の補正に伴い、令和6年度予定の公園施設長寿命化対策支援事業を一部前倒しして実施するため、不足する経費を補正するもの。 事業内容 ・公園施設遊具改築(横手新町児童公園)：7,400千円 【繰越明許費】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 園 施 設 長 寿 命 化 対 策 支 援 事 業</td> <td>7,400</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	公 園 施 設 長 寿 命 化 対 策 支 援 事 業	7,400	7,400 国庫支出金 (1/2) 市債 (100%) 3,700				
事 項	限 度 額									
公 園 施 設 長 寿 命 化 対 策 支 援 事 業	7,400									
繰越明許費(土木課) ・橋梁長寿命化修繕事業については、12月に国の追加内示を受けて事業を実施するもので、交付申請及び契約手続きを経て、標準工期を確保すると年度内での完了が困難となったため繰越すもの。 ・土砂災害危険住宅移転促進事業については、移転完了後に補助金の支払いとなるが、1件の申請者が今年度内の移転完了が困難となったため繰越すもの。 ・市内一円都市下水路整備事業については、入札を行ったが、不調となったため、年度内の完了が困難となり繰越すもの。 【繰越明許費】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業</td> <td>54,084</td> </tr> <tr> <td>土 砂 災 害 危 険 住 宅 移 転 促 進 事 業</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>市 内 一 円 都 市 下 水 路 整 備 事 業</td> <td>13,683</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業	54,084	土 砂 災 害 危 険 住 宅 移 転 促 進 事 業	3,000	市 内 一 円 都 市 下 水 路 整 備 事 業	13,683	—	
事 項	限 度 額									
橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業	54,084									
土 砂 災 害 危 険 住 宅 移 転 促 進 事 業	3,000									
市 内 一 円 都 市 下 水 路 整 備 事 業	13,683									
繰越明許費の変更(土木課) ・道路維持事業については、12月に国の追加内示を受けて事業を実施するもので、交付申請及び契約手続きを経て、標準工期を確保すると年度内での完了が困難となったため繰越すもの。 ・市内一円道路改良事業については、施工時期が農作物収穫の繁忙期と重なり、工事の進捗により迂回路を変更する必要があったことから年度内での完了が困難となったため繰越すもの。 【繰越明許費の変更】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路 維 持 事 業</td> <td>43,883</td> <td>67,539</td> </tr> <tr> <td>市 内 一 円 道 路 改 良 事 業</td> <td>204,282</td> <td>222,722</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	変 更 前	変 更 後	道 路 維 持 事 業	43,883	67,539	市 内 一 円 道 路 改 良 事 業	204,282	222,722	—
事 項	変 更 前	変 更 後								
道 路 維 持 事 業	43,883	67,539								
市 内 一 円 道 路 改 良 事 業	204,282	222,722								
繰越明許費(住宅課) 流藻川団地給水設備の改修にあたり、配管図面が残っておらず、埋設施工に不測の日数を要し、年度内での完了が困難となったため繰越すもの。 【繰越明許費】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 営 住 宅 ス ト ッ ク 総 合 改 善 事 業</td> <td>73,323</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	公 営 住 宅 ス ト ッ ク 総 合 改 善 事 業	73,323	—					
事 項	限 度 額									
公 営 住 宅 ス ト ッ ク 総 合 改 善 事 業	73,323									

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源						
	<p><u>繰越明許費の変更（住宅課）</u> 造成工事を進めるにあたり、国・県との協議において、施工順序の変更が生じたことにより、年度内の完了が困難となったため繰越すもの。</p> <p>【繰越明許費の変更】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害公営住宅整備事業（豪雨災害）</td> <td>10,165</td> <td>74,011</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	変 更 前	変 更 後	災害公営住宅整備事業（豪雨災害）	10,165	74,011	
事 項	変 更 前	変 更 後						
災害公営住宅整備事業（豪雨災害）	10,165	74,011						
【消防費】								
0	<p><u>繰越明許費（危機管理課）</u> 非常用電源切替盤工事に必要な専用ケーブルが主要取扱メーカーの新規受注停止により調達が遅れ、年度内の工事完了が困難となったため繰越すもの。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所等設備整備事業</td> <td>30,300</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	避難所等設備整備事業	30,300			
事 項	限 度 額							
避難所等設備整備事業	30,300							
【災害復旧費】								
46,000	<p>(30) <u>道路橋梁施設災害復旧事業</u> 46,000 <u>（土木課）</u> 令和5年台風6号により被災した五家荘～椎葉線の災害復旧に係る経費を補正するもの。 市道五家荘～椎葉線災害復旧工事：46,000千円</p> <p><u>繰越明許費の変更（土木課）</u> 八八重～四方田線の地すべり調査について、8月の台風により道路陥没が起こり一時地すべりの調査が遅れたことにより、年度内の完了が困難となったため、繰越すもの。</p> <p>【繰越明許費の変更】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路橋梁施設災害復旧事業</td> <td>257,667</td> <td>324,313</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	変 更 前	変 更 後	道路橋梁施設災害復旧事業	257,667	324,313	国庫支出金 30,682 (66.7%) 市債 15,300 (100%)
事 項	変 更 前	変 更 後						
道路橋梁施設災害復旧事業	257,667	324,313						
【公債費】								
41,074	<p>(31) <u>繰上償還元金事業（一般）</u> 41,074 <u>（財政課）</u> 地域総合整備資金貸付金の早期返済に伴い繰上償還を行うもの。 償還額：41,074千円</p>	諸収入 41,074						
【諸支出金】								
251,124	<p>(32) <u>ふるさと八代元気づくり応援基金事業</u> △ 50,000 <u>（財政課）</u> ふるさと納税事業の返礼品代について、予約発送や定期発送などの年度をまたぐ発送の影響により本年度に支払う返礼品代が当初の見込みより増えたことから、予算の組み換えを行うもの。 ふるさと八代元気づくり応援基金積立金：△50,000千円</p> <p>(33) <u>減債基金事業</u> 151,762 <u>（財政課）</u> 国の補正予算により普通交付税に臨時財政対策債償還基金費が創設されたことから、令和6年度及び7年度において臨時財政対策債の償還費とするため、減債基金に積み立てるもの。 減債基金積立金：151,762千円</p> <p>(34) <u>平成28年熊本地震復興基金事業</u> 149,362 <u>（財政課）</u> 県から一括交付された平成28年度熊本地震復興基金について、令和6年度以降の復旧・復興の財源とするために、基金に積み立てるもの。 平成28年熊本地震復興基金積立金：149,362千円</p>	寄附金 △50,000 県支出金 (定額) 149,362						
2,055,000								

特別会計補正予算

(単位：千円)

会計 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源				
【国民健康保険】						
4,337	<p>(35) 償還金事業 4,337</p> <p style="text-align: right;">(国保ねんきん課)</p> <p>令和3年度及び令和4年度の事業費の確定に伴い、超過交付となった補助金及び交付金について、国、県へ返還を行うために必要な経費を補正するもの。</p> <p>令和3年度返還分 233千円 国支出金返還金 : 233千円</p> <p>令和4年度返還分 4,105千円 国支出金返還金 : 191千円 県支出金返還金 : 3,914千円</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 4,338千円 - 1千円 = 4,337千円</p> <p>繰越明許費(健康推進課)</p> <p>第4期特定健康診査及び特定保健指導の内容変更に伴うシステム改修を実施することとしていたが、システム仕様書の発出が遅れたことにより、年度内のシステム改修が困難となったため繰越すもの。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事 項</th> <th style="width: 40%;">限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 定 健 診 事 業</td> <td style="text-align: center;">3,993</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	特 定 健 診 事 業	3,993	
事 項	限 度 額					
特 定 健 診 事 業	3,993					
【診療所】						
1,876	<p>(36) 椎原診療所一般管理事業 1,876</p> <p style="text-align: right;">健康福祉政策課</p> <p>令和4年度の事業費の確定に伴い、超過交付となった補助金について、県へ返還を行うために必要な経費を補正するもの。</p> <p>県支出金還付金： 1,876千円</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 2,376千円 - 500千円 = 1,876千円</p>	繰入金 1,876				
6,213						